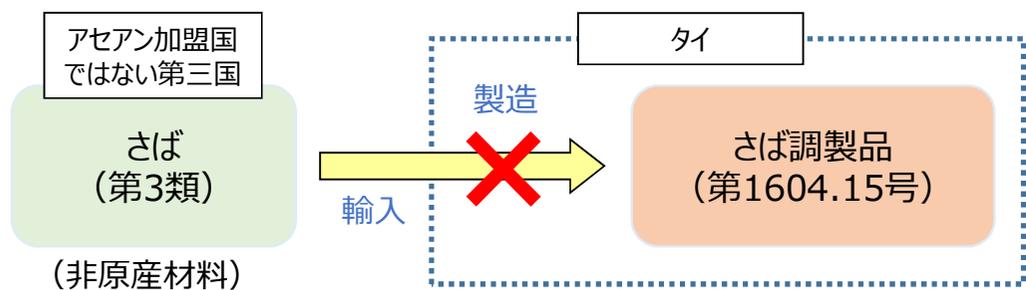


商品名	さば調製品	HS番号	第1604.15号 (HS2002※) ※2023年3月1日からHS2017
協定名	日アセアン包括協定 (タイ)	特惠符号 (申告時の原産地証明書の記載)	CTC (関税分類変更基準を満たす 商品)
品目別規則	CC (第3類からの変更を除く。)		
概要	<p>材料を確認したところ、非原産材料である第3類のさばが使用されていることが判明。当該非原産材料のさばは、第1604.15号の品目別規則を満たしていない。また、当該非原産材料の総額が商品のFOB価額の10%を超えており、僅少の非原産材料の規定※も適用できない。したがって、日アセアン包括協定上のタイ原産品と認められない。</p> <p style="text-align: right;">※僅少の非原産材料 日アセアン包括協定第28条</p>		



品目別規則を満たすための要件

第3類の材料は、**原産材料であることが必要**

僅少の非原産材料を適用するための要件

品目別規則を満たさない全ての非原産材料の総額が**商品のFOB価額の10%以下であることが必要**